

総管査第 354 号
平成 19 年 7 月 27 日

厚生労働大臣
柳 澤 伯 夫 殿

総 務 大 臣
菅 義 偉

社会保険庁の当面の業務運営について（勧告）

社会保険庁の当面の業務運営については、別添の年金業務・社会保険庁監視等委員会の意見に沿って適切に対処するよう総務省設置法第 6 条第 1 項の規定に基づき勧告する。

(別 添)

平成 19 年 7 月 27 日

総務大臣

菅 義偉 殿

年金業務・社会保険庁監視等委員会

委員長 葛西 敬之

意見具申 (第一次)

総務省組織令(平成 12 年政令第 246 号)附則第 17 条第 2 項に基づき、社会保険庁の当面の業務運営に関し、下記のとおり、意見を具申いたします。

記

1. 「衆議院議員長妻昭君提出『消えた年金』問題に関する質問に対する答弁書」(平成 19 年 7 月 6 日付)には、「年金記録の問題については、相当過去からの問題でもあり、十分に実態の把握を行う必要があったが、その実態把握の過程で、衆議院厚生労働委員長に対して、『国民年金・厚生年金の納付した保険料の記録が消滅する事案等に関する予備的調査(松本剛明君外四十二名提出、平成十八年衆予調第四号)についての報告書』が提出され、社会保険オンラインシステムによって管理している基礎年金番号が付されていない又は基礎年金番号に統合されていない年金手帳記号番号に係る記録(以下『未統合の記録』という。)が約五千万件あることが報告された。その報告について実態を詳しく精査するよう、安倍内閣総理大臣から厚生労働省に対して指示が行われたものである。」と記載されている。

2. しかるに、当委員会が 7 月 25 日及び 26 日の両日に亘り、社会保険庁長官ほかより、上記答弁書記載の約 5000 万件の内容についての精査を行っているかどうかを聴取したところ、精査は行っていないとのことであった。

また、総務省年金記録問題検証委員会においても、再三にわたって 5000 万件の内容について社会保険庁に対し説明を求めたが、十分な説明がなされたとはいえない状況であると認識している。

3. かかる状況では、国民の不安の念の解消ができないことはもとより、5000 万件の内容の精査は、年金記録問題の名寄せを始めとした今後行うべき作業の大前提となるものであり、これが速やかに行われない場合、当委員会の今後の調査にも支障が生ずるので、貴職から厚生労働大臣に対し、上記精査を早急を実施すべく詳細な作業工程を明らかにするよう要請していただきたく、意見具申をするものである。

(以上)